

平成 22 年度包括外部監査の結果に対して講じた措置

県税の賦課・徴収事務について

1 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

結果の内容	左記に対して講じた措置
<p><b>【税務システムへの登録内容の検証】</b>                      税額の確定がなされる「調定」という行為にあたって、調定決議書及び調定明細に誤りがないことを担保することは、県税事務所の最も重要な職務であるため、その入力内容については、各県税事務所で適切な検証を実施する必要がある。また、県税事務所によって、検証の取扱いが異ならないようすべての県税事務所が統一した手続きを実施し、課税の公平性を保持する必要がある。</p>	<p>調定決議にあたっては、税務事務調査指導要領に基づく適正な確認作業を行うよう、未実施であった県税事務所に対して指導し、現在は全ての県税事務所において統一した手続きにより実施されています。</p>
<p><b>【「休業」の判断について】</b>                      「法人事業休(廃)業申立書」により休業とし課税をするか否かの判断は、担当で完結しており、県税事務所の判断として取り扱われていない。これは、「法人事業休(廃)業申立届」が法律や規則で作成が義務づけられたものでないため、県税事務所として決裁する対象となっていないことが理由と考えられる。                      たとえ課税所得が発生しなくても、法人県民税や法人事業税には、所得割以外で課税される部分があるため、課税の公平性の観点から、休業の判断は、慎重に取り扱う必要がある。現在は判断が担当者に委ねられているため、担当者によって判断基準が異なる可能性があり、また休業の状況の確認は申立者へのヒアリングで行われ、実態調査を実施するものでないため、虚偽の申立がなされる可能性もある。                      よって、休業について岐阜県全体で統一した客観的な判断が可能となる仕組みを構築する必要がある。</p>	<p>休業法人については、市町村課税データとの突合など、より法人情報の把握が可能である市町村との連携等を図りながら実態確認を行い、客観的な判断が可能となるよう努めます。</p>
<p><b>【税務システムの利用について】</b></p>	<p>平成 22 年度中に、すべての県税事務</p>

<p>税務システムに履歴を登録していない県税事務所は、別のデータベース等を作成して不申告等の法人の情報を管理しているが、その情報を閲覧しようとした場合には、限られた職員にしか閲覧できず、他の職員については閲覧が出来ない可能性がある。</p> <p>よって、すべての県税事務所が税務システムの「補助記録欄」を活用して、不申告等の情報を一元的に管理し、業務の効率的を図る必要がある。</p>	<p>所が税務システムの「補助記録欄」を活用し、法人情報を一元的に管理するよう徹底しました。</p>
<p><b>【未処理となった申告書】</b></p> <p>是認行為は、岐阜県税事務処理規程第94条により行わなければならないものとされている。申告書の内容が他県から入手した課税標準等通知書等に照らして適正であるか確認し、是認する行為は申告に関わる業務を完結させるために必要な業務であり、これが行われていない場合は、早急に対応が必要である。</p>	<p>未処理であった申告書については、速やかに該当県税事務所から本店が所在する都道府県の県税事務所等に照会し、是認処理を実施しました。</p> <p>今後も、是認処理状況について、調査指導等の機会を活用し、定期的に確認をしていきます。</p>
<p><b>【鉱物採掘法人（自主決定法人）の対象の判断】</b></p> <p>市町村税の鉱産税の納税状況と岐阜県で把握している鉱物採掘法人の照合は行っていない。しかし、鉱物採掘法人の対象法人の網羅性を確認するためにも、市町村から納付データを取り寄せて、検証作業を実施することが、課税の網羅性・公平性を保つ観点からも必要である。</p>	<p>県税事務所において、市町村からデータを取り寄せるなど市町村との連携を図りながら、鉱物採掘法人の非課税対象の判断を実施します。</p>
<p><b>【鉱物採掘法人の課税標準】</b></p> <p>通達に沿った課税所得金額の算定が行われているかどうかを確認するためには、市町村税である鉱産税のデータを取り寄せる等、市町村との連携を図ることが必要である。</p>	<p>県税事務所において、市町村からデータを取り寄せるなど市町村との連携を図りながら、鉱物採掘法人の課税標準の算定の確認を行います。</p>

## 2 個人県民税

結果の内容	左記に対して講じた措置
<p><b>【岐阜県知事への報告】</b></p> <p>「個人の県民税清算状況報告書」の提出期日とその期日を過ぎて報告されていた事務所があった。調査の結果判明した未決了金につ</p>	<p>県税事務所に対して、「個人県民税清算状況報告書」を期日までに確実に提出するよう、文書及び会議等の機会を活用して、周知徹底を図りました。</p>

<p>いては速やかに収入処理はなされていたが、報告期日までに報告が確実になされるよう徹底する必要がある。</p>	
--	--

### 3 個人事業税

結果の内容	左記に対して講じた措置
<p><b>【課税判断の複数チェック体制の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次チェックの実施 二次チェックが行われていない県税事務所は、物理的に件数が多く、二次チェックが困難であるという理由であった。 しかし、担当者1名の判断では、恣意性の介入や判断ミスの発生可能性が存在する。よって、一次チェック者の判断結果を異なる者が二次チェックすることで、判断の正確性・公平性・信憑性を高めることが望まれる。特に初年度の判定は、その判定結果が継続する可能性が高いので、慎重に行うことが要求される。</li> <li>・課税失格となった場合の取り扱い 課税失格となった場合の各県税事務所の取扱いについては統一されていないが、一担当者のみで課税判断が決定されてしまうことのないよう、各県税事務所で統一した取扱いを実施することが望ましい。</li> </ul>	<p>二次チェックが行われていなかった県税事務所においては、複数人でのチェックを必ず実施するよう指導・改善するとともに、課税対象外となるものについても、判断誤りが生じることのないように、複数人でのチェック・判断を実施する取扱いに統一しました。</p>
<p><b>【課税判断結果の均質化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務課への個別案件問い合わせに替わる体制の構築 各県税事務所が実例集を参照できる体制を構築することにより、各県税事務所が同一の事案について同様の判断を行うことができ、課税判断の効率化、精緻化及び公平性の確保が可能となる。各県税事務所で行われた判断は貴重な情報であるため、これを蓄積し、画一的な基準の運用により県税間での公平性が損なわれることのないよう、それぞれの事案について慎重に検討し判断することが望ましい。</li> </ul>	<p>課税判断の参考となるように各県税事務所間での情報共有を図るとともに、今後随時、実例集の内容の充実や更新もを行い、各県税事務所の担当職員が随時参照できる体制を構築して、各事案ごとに適切な判断が実施できるよう努めます。</p>
<p><b>【修正時の統制】</b></p>	<p>職員の担当地区の定期的な見直しな</p>

<p>税務システム上、修正が各自の判断で行われてしまう状況では、職員が不正処理を行った場合、課税の公平性が失われる可能性もある。修正履歴及び修正一覧表の出力については費用対効果の面から困難であるが、職員の地区担当の見直しを定期的実施するなどし、不適正事案の発生防止に努めることが望ましい。</p>	<p>ど、各県税事務所の体制に応じた対策を検討し、不適正事案の発生防止に努めます。</p>
--	---

#### 4 不動産取得税

結果の内容	左記に対して講じた措置
<p><b>【「不動産取得税のしおり」について】</b>  「不動産取得税のしおり」平成22年度版によれば、既存家屋や土地を承継取得した場合、概ね原則として登記（取得）の4ヶ月～6ヶ月後に納税通知書を送付することとしている。「不動産取得税のしおり」上、不動産取得税は随時課税の税目であり、上記「6ヶ月」はあくまでも課税の目安である旨を明記することが必要である。</p>	<p>平成23年度版の「不動産取得税のしおり」に記載しました。</p>
<p><b>【保留地の整理】</b>  どの県税事務所も通達に定められたルールを遵守することにより、たとえ担当者に変更があった場合などでも事実関係の誤認、引継不備を防止し、一定の品質レベルの業務を維持することが可能と考えられる。保留地の整理について、運用にあたっては、担当者が整理簿を適切に作成し、上席者が承認することが必要である。</p>	<p>保留地整理簿が作成されていなかった県税事務所においては、速やかに作成するとともに、すべての県税事務所が通達を遵守し、保留地整理簿による適正管理を行うよう徹底しました。</p>
<p><b>【整理組合への対応】</b>  まず、実態を確認する意味においても、整理組合に最低でも年間一度は直接訪問することが必要であると考えられる。さらに整理組合が保有する台帳を閲覧するのみならず、必ず質問も行うのが実情であるので、「不動産取得税調査書」の調査日、担当者印、摘要へのコメント等を記載し、事実認識の記録を明確に残すことが必要と考えられる。</p>	<p>県税事務所に対しては、整理組合へ年1回、直接訪問すること、また、「不動産取得税調査書」に調査日、担当者印、摘要へのコメント等を記載し、事実認識の記録を明確に残すことを徹底するとともに、通達を改正しました。  また、その実施状況については、今後の事務調査指導時に確認していきます。</p>
<p><b>【事務連絡の徹底】</b></p>	<p>県税事務所に対し、研修や事務調査指</p>

<p>今後は、通知通達等の処理の徹底・統一が図られるよう事務連絡の周知を図る必要がある。</p>	<p>導等の機会を活用し、事務連絡等の周知を図りました。今後も、調査指導時での周知確認や職員メールのグループウェアを用いて随時の閲覧が可能となるよう情報共有に努めます。</p>
--	--

## 5 軽油引取税

結果の内容	左記に対して講じた措置
<p><b>【年度計画について】</b>  「軽油引取税調査計画」に関し、県では四半期別に具体的な計画を策定することが必要であると判断していることから、それに見合った適正な計画を策定することが必要である。また、目的に対しより効果的な調査方法を行うことによって計画と乖離する場合、乖離することが問題ではない。乖離した理由、次年度への改善点を明らかにすることが重要と考えられる。年度の途中にても担当者の異動がないとは言えないため、少ない資源で最大の効果を得るために、計画と実績の分析を行い、調査方針を書面に明確にし、調査結果の有効性及び調査担当者のあらゆる業務への時間配分の有効性を確保することが必要である。</p>	<p>各県税事務所において策定した調査計画については、平成 22 年度に税務課でヒアリングを実施しています。  また、各県税事務所で平成 22 年度末に計画と実績の分析を行い、次年度(平成 23 年度)の調査方針策定に生かしました。  平成 23 年度においても既に調査計画のヒアリングを実施(4 月～5 月)し、各県税事務所に対して指導しています。  今後は、事務指導等を通じて実績内容の審査を行うとともに、指導、助言を行っていきます。</p>
<p><b>【軽油流通情報管理システム】</b>  軽油流通情報管理システムの閲覧・検索が税務課と岐阜県税事務所以外で実施できないことで軽油流通情報管理システムから必要情報を紙ベースのエラーリストを打ち出し、当該エラーリストを各事務所に郵送するための時間及び労力がかかっているが、関係する範囲での経済性を考えた場合、望ましい方法ではないと考えられる。  軽油流通情報管理システムの閲覧・検索を税務課、岐阜県税事務所以外においても実施できるようにする必要がある。当該システムの運用業務に関する契約書の仕様書において、3 台以上の設置を希望する場合は当事者間で協議することとなっており、設置が禁止</p>	<p>平成 23 年度から軽油流通情報管理システムが変更となり、各県税事務所においても利用可能となりました。これに伴い、各県税事務所の税務パソコンで利用する際の「軽油流通情報管理システム管理運用要領」を定め、マニュアル等とともに各県税事務所へ通知しました。(平成 23 年 5 月)  また、これに先立ち平成 23 年 4 月には、変更となった軽油流通情報管理システムを積極的に活用するよう、文書により各県税事務所に依頼するとともに、課長・チーフ会議においても依頼しました。  今後、エラーリストや未登録リストが</p>

<p>されているわけではない。端末を設置あるいは移設するのにコストがかかるが、長期的な利用を行うにあたり、現在の不便性との比較を行う必要はあろう。</p> <p>なお、この点については、軽油流通情報管理システムの変更が予定されており、各県税事務所の端末から情報の入力、訂正、閲覧、検索ができるようになり、長期的な利便性の向上が図られることが予想される。また、軽油流通情報管理システムからエラーリスト、未登録リストが出力された場合、何らかのメンテナンスが必要な状況が生じているのであるから、有効に利用するために、遅滞なくフォローを行い、適宜、適切なメンテナンスを行う必要がある。</p>	<p>出力された場合、各県税事務所が適宜、適切な対応を行います。</p>
<p><b>【調査対象】</b></p> <p>免税軽油使用者については、計画的なローテーション制度を設けて、定期的な調査を行うよう計画を策定し、実施することが必要である。</p>	<p>免税軽油使用者に対して、長期間未調査の対象をなくすよう調査計画を策定し、ほぼその計画どおり平成 22 年度に調査を実施しました。</p> <p>平成 23 年度以降も、当該調査計画に基づき、定期的な調査を実施します。</p>

## 6 ゴルフ場利用税

結果の内容	左記に対して講じた措置
<p><b>【課税調査】</b></p> <p>申告納付が正確に行われていることを確かめ、さらに十分な牽制機能を発揮するため、各特別徴収義務者に対して漏れなく定期的に課税調査を実施すべきである。</p>	<p>特別徴収義務者に対して、長期間未調査の対象をなくすよう調査計画を策定し、ほぼその計画どおり平成 22 年度に調査を実施しました。</p> <p>平成 23 年度以降も、当該調査計画に基づき、定期的な調査を実施します。</p>

## 7 滞納整理

結果の内容	左記に対して講じた措置
<p><b>【延滞金について】</b></p> <p>延滞金の滞納が本税に比べて、少額である等の理由により厳格な徴収がなされず時効を迎えるならば、期限内納付をした者との課税の公平性が図れないといえる。よって、滞納が延滞金か本税かにかかわらず、適切な滞納</p>	<p>平成 22 年度県税事務所徴収担当総括会議等において、県税事務所に対し、延滞金の適正徴収に向けて、未納延滞金にかかる滞納整理票を作成するなど、本税と同様の滞納整理を徹底し、延滞金の未納額を圧縮することを指導しました。</p>

<p>整理手続きを実施しなければならない。特に、岐阜県においては、平成 22 年度の各県税事務所滞納整理方針の基本方針に「延滞金の適正徴収」が掲げられているため、この方針に従い、延滞金の未納額を圧縮する必要がある。</p>	<p>また、平成 23 年 5 月には、県税事務所に対し、前記の指導事項を徹底するため、文書により改めて通知しています。</p>
<p><b>【関連帳票の保管に関して】</b> 滞納整理の過程で作成・収集した書類等については、県の文書管理規則に従い、完全性・秩序性・網羅性・正確性等に注意し適切に保管しなければならない。また保管はすべての県税事務所について統一した方法による必要がある。</p>	<p>現在、書類の保管期間、保管文書の添付資料、保管方法に関する統一的なガイドラインを税務課において作成中です。 県税事務所では、税務課が定めるガイドラインに基づき、所属の文書管理規則を修正し、統一した方法による適切な文書管理、保管を行う予定です。 また、併せて、県税事務所において、税務情報の保管・管理のための固有スペースを確保するよう検討しているところ です。</p>
<p><b>【滞納処分執行停止者の継続調査の実施】</b> 各県税事務所長は、滞納処分の執行停止中の滞納者が執行停止要件を継続して満たしていることを毎年度 1 回以上調査しなければならない。このため、未実施の県税事務所があるならば、早急に対応を検討する必要がある。また、滞納処分執行停止者リストを作成し、漏れなく事後調査が実施されたか管理し、調査状況を上長がレビューすることにより、執行停止要件を継続して充足していることを監視する必要がある。</p>	<p>滞納処分執行停止・不納欠損管理簿（以下「管理簿」という。）の様式改正を行い、事後調査結果の確認欄を設けました。 また、平成 22 年度の県税事務所徴収担当総括会議において、滞納処分の執行停止中の滞納者に関する毎年度 1 回以上の調査の実施を徹底するとともに、徴収担当課長又は担当総括は、管理簿により当該調査の実施確認を行うことを徹底しました。</p>
<p><b>【管理者による案件の把握とレビュー】</b> 滞納案件数とその金額の圧縮を図り、課税の公平性を確保するためには、県税事務所として組織的に業務を遂行することが重要であり、所轄の県税事務所によりその対応が異なってはならない。管理者は、滞納案件のレビューを随時行い、案件の把握を適切に行う必要がある。特に、滞納整理票への処理経過の記載と上司の決裁は、滞納整理事務の進行管理を行うために必要である。よって、管理監督者は、徴収担当職員からの、滞納整理票による処理経過の報告の徹底を図り、滞納整理</p>	<p>平成 22 年度の県税事務所徴収担当総括会議において、滞納整理票の統一的な記載方法について、税務課主催の研修のほか、県税事務所の OJT（職場内教育）により、その徹底を図ることを指導しました。 また、滞納整理票の査閲の新たなルールとして、担当総括が随時の確認による案件の把握を行い、担当課長は、四半期ごとに滞納整理の進捗状況ヒアリングによる担当者ごとの滞納整理の状況を把握することを徹底しました。</p>

<p>の進捗状況を把握し、適時、的確な指導を行う必要がある。</p> <p>また、県税は、財政の基礎となっている重要な部署であるため、県税組織としての能力を維持・向上できるような人材の配置等への考慮も必要である。</p>	<p>なお、担当課長ヒアリングに関する確認内容、指導内容等は、担当者が滞納整理票管理簿に記録して担当総括、担当課長まで決裁を受ける取扱いとし、この指示事項の進捗状況の管理・確認を行いながら滞納整理を進めることとしていきます。</p>
<p><b>【執行中の滞納整理票のたな卸と保管】</b></p> <p>滞納整理票が網羅的に正確に管理・保管されているか否かを検証する手段として、実地たな卸は有効な方法である。</p> <p>たな卸により滞納整理票の紛失や未対応案件を発見・防止することが可能となるため、すべての県税事務所で滞納整理票のたな卸を義務付け、滞納者の氏名や住所だけでなく、その金額の一致までの確認を義務づけるべきである。</p> <p>また、滞納整理票は、個人情報に記載されている重要書類であり、散逸しないようファイリングし、鍵のかかる場所に保管する等、慎重な扱いが必要である。昨今、パソコン関連の個人情報については、危険性が頻繁に指摘され、取扱いも慎重になってきているが、今一度、紙媒体の個人情報についても危険性を再認識する必要がある。</p>	<p>平成 22 年度の県税事務所徴収担当総括会議において、滞納整理票については、たな卸による内容の確認を確実にを行い、その保管は、施錠のできる書架等で行うことを徹底しました。</p>
<p><b>【分割納付における納税誓約書】</b></p> <p>納税誓約書の締結は、時効を中断させる「承認」（民法第 147 条 3）事由に該当するため、大口・小口にかかわらず納税誓約書の入手を徹底する必要がある。また、口約束だけでは後日約束の存在を証明することが困難となり、トラブルの原因となるため、納税誓約書を文書として残しておくことは有効なリスク防止手段となる。</p>	<p>平成 22 年度の県税事務所徴収担当総括会議において、納税誓約書の徴取を徹底しました。</p> <p>なお、滞納者からの電話による納税相談時に分納の承認を行う場合においても、必ず納税誓約書を提出させて、文書として残しておくこととします。</p> <p>また、平成 23 年 5 月には、納税誓約書（債務承認書）の取扱いについて、県税事務所に文書にて通知しました。</p>
<p><b>【過年度文書の倉庫管理】</b></p> <p>税金に関連する書類は、個人情報を含み、その情報管理を厳格に行う必要がある。以下、管理の方法の具体例を示すので、参考にして</p>	<p>現在、書類の保管期間、保管文書の添付資料、保管方法に関する統一的なガイドラインを税務課において作成中です。</p> <p>県税事務所では、税務課が定めるガイ</p>

<p>いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>書類保管ファイルに総数と連番を記し、倉庫保管リストを整備する。</li> <li>毎年度、一定の時期にたな卸を行う。</li> <li>一定の期日を経過したものは、破棄する。</li> <li>倉庫室の入退室管理を行い、外部者が立ち入るときは、立会人をつける。</li> </ul>	<p>ドラインに基づき、所属の文書管理規則を修正し、統一した方法による適切な文書管理、保管を行う予定です。</p> <p>また、併せて、県税事務所において、税務情報の保管・管理のための固有スペースを確保するよう検討しているところです。</p>
<p><b>【領収書の管理】</b></p> <p>監査の結果、県税領収書用紙等受払簿での管理が徹底されておらず、明文規定のような運用がなされていないケースが存在した。領収書の不正使用を防ぐためにも、受払簿での管理は必要である。</p>	<p>受払簿の管理が徹底されていなかった県税事務所に対しては、規定に基づく適正な管理を行うよう個別に指導するとともに、平成 22 年度県税事務所徴収担当総括会議において、各県税事務所に徹底しました。</p> <p>なお、その実施状況については、今後の事務調査指導時に確認していきます。</p>
<p><b>【差押物件の管理】</b></p> <p>監査の過程で実査した動産について、整理票が付されていないケースが存在した。差押物件を特定し、現物管理を適切に行うためにも整理票を付す必要がある。</p>	<p>平成 22 年度の県税事務所徴収担当総括会議において、規定に基づき差押財産の適正な現物管理を行うことを徹底しました。</p> <p>また、平成 23 年 2 月には県税事務所に対して整理票の配付と、適正な現物管理について文書にて通知しました。</p> <p>なお、その実施状況については、今後の事務調査指導時に確認していきます。</p>

## 8 税務システム

結果の内容	左記に対して講じた措置
<p><b>【システム開発・保守手続の明文化】</b></p> <p>詳細な運用ルールが明文化されていないと業務の引継ぎが口頭のみで行われ正確な引継ぎがなされない可能性がある。また、運用ルールの周知徹底が行われず規定手続から逸脱した適切な承認のない不当なプログラム変更が行われることによりシステムの信頼性を喪失する可能性がある。</p> <p>したがって、システムの開発・保守に関する業務内容の明確化、正確な業務の引継ぎ、ノウハウの伝承、運用ルールの周知徹底、規定された手続からの逸脱を防ぐために、例え</p>	<p>平成 23 年 9 月に税務事務情報管理システム等管理運用業務マニュアルを制定し、システムの開発・保守に関する業務について明記しました。</p>

<p>ば、起案から変更完了確認までの承認ルール、プログラム変更に関する各書類の作成ルール等より詳細な手順を規定した手順書・マニュアルを整備することが必要である。</p>	
<p><b>【テスト検証】</b></p> <p>テスト検証の内容を十分に把握・確認していないと要求どおりの変更となっていないことをプログラム登録前に発見することができない。仮に、要求水準を満たさないプログラムが登録されてしまうと、プログラムの再修正が必要になる可能性があるとともにプログラム再修正に関する追加コストが発生することになる。</p> <p>また、検証不十分なプログラムが登録されることによる不具合を未然に防ぐことが難しくなる。</p> <p>したがって、正確なシステム開発・保守実施のために、X社で実施されたテスト検証の内容を十分に把握・確認することが必要である。</p>	<p>平成 23 年 9 月に税務事務情報管理システム等管理運用業務マニュアルを制定し、委託業者で実施されたテスト検証の内容を十分に把握・確認することを明記しました。</p>
<p><b>【アクセス権管理手続の明文化】</b></p> <p>詳細な運用ルールが明文化されていないと業務の引継ぎが口頭のみで行われ正確な引継ぎがなされない可能性があるとともに運用ルールの周知徹底が行われず規定手続から逸脱する可能性が高くなる。また、適切な ID・パスワード管理がなされると不正アクセス、ID の不正利用の可能性が高くなる。</p> <p>したがって、アクセス権管理に関する業務内容の明確化、正確な業務の引継ぎ、ノウハウの伝承、運用ルールの周知徹底を行い規定された手続からの逸脱を防ぐとともに、不正アクセスを防止しセキュリティを強化するために、ID・権限の改廃申請の承認ルール、申請書類の作成ルール等より詳細な手順を規定した手順書・マニュアルを整備することが必要である。</p>	<p>平成 23 年 9 月に税務事務情報管理システム等利用要領及び税務事務情報管理システム等管理運用業務マニュアルを制定し、ID・権限の改廃申請の承認ルール、申請書類の作成ルール等、より詳細な手順を規定しました。</p>
<p><b>【ID の管理】</b></p> <p>ID と権限の妥当性を定期的に確認する手</p>	<p>平成 23 年 3 月に、事務所内で権限の変更を必要とする配置換を実施した場</p>

<p>続がない場合、不要な ID や長期未使用 ID が残されたままとなり不正アクセスの可能性が高まる。また業務内容に応じた権限付与がなされず、特に過大権限が付与されたまま長期間放置されると ID の不正利用の危険性が高まることになる。</p> <p>したがって、不要 ID の長期間放置の防止・業務内容に応じた適切な権限付与のために、定期的に ID と権限の妥当性を確認する手続を整備することが必要である。</p>	<p>合は必ず税務課に報告するよう、各事務所に対して文書で通知しました。</p> <p>また、平成 23 年 9 月に税務事務情報管理システム等利用要領及び税務事務情報管理システム等管理運用業務マニュアルを制定し、定期的に ID と権限の妥当性を確認する手続を定めました。</p>
<p>【パスワードの設定状況】</p> <p>一定期間経過後にパスワードを無効化するシステム機能が存在しないと、同一パスワードの長期間使用によりパスワードの漏洩が生じ、不正アクセスの危険性が高まることになる。したがって、パスワードの有効期限を定め、有効期限の切れたパスワードではログインできないようにシステム上の設定を変更することが望ましい。</p> <p>また、パスワードの文字数については、税務システムの運用上のルールとシステム上の設定が整合していないため、両者の整合性をとることが必要である。</p> <p>さらに、パスワードの設定ルールが具体的ではないため、簡易で類推されやすいパスワードが設定された場合には、不正アクセスの危険性が高まるため、簡易で類推されやすいパスワードを設定してはならないといった具体的なパスワードの設定ルールを整備することが必要である。</p>	<p>平成 23 年 9 月に税務事務情報管理システム等利用要領を制定し、パスワード設定の具体的なルールを明記するとともに、県税職員への徹底を図りました。</p> <p>なお、システム上の設定変更（変更開発）は、現時点では予算上の制約により困難であるため、次期システム開発時に実施する方向としています。</p>
<p>【パスワード管理規程の遵守状況確認】</p> <p>パスワード管理規程の遵守状況確認が定期的に行われていない場合、不適切なパスワード使用が長期間放任される可能性があり、不正アクセスの危険性が高まる。</p> <p>したがって、パスワード管理規程の遵守状況を定期的に確認することが必要であり、規程を遵守していない者に対しては改善を求め改善状況を確認していくことが必要である。</p>	<p>平成 22 年 7 月、各県税事務所等に対し、以下について文書で通知しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 岐阜県情報セキュリティ対策基準の再確認及びパスワードの管理について自己点検を実施すること</li> <li>2 システム主任管理者(総務課長等)が確認のうえ、規程を遵守していない者に対して改善を求めること</li> </ol> <p>また、平成 23 年 5 月、岐阜県セキュ</p>

	<p>リティポリシーについて再度全職員に周知しました。</p> <p>なお、平成 23 年 9 月に税務システム主任管理者等職務規程を制定し、パスワード管理規程の遵守状況を定期的に確認し、規程を遵守していない者に対しては改善を求め、改善状況を確認していくよう明記しました。</p>
<p><b>【アクセスログの検証】</b></p> <p>アクセスログの検証は適切なアクセス権限者による適切な操作であるかを確認するために実施される。特に、X社への依存が高い状況においてはアクセスログの適切な検証体制を確立し、牽制機能を働かせることが重要となる。</p> <p>したがって、アクセスログ検証の運用ルールを明確化し、ルールの徹底を図ることが必要である。</p>	<p>平成 23 年 9 月に税務事務情報管理システム等管理運用業務マニュアルを制定し、アクセスログ検証の運用ルールを明確化するとともに、ルールの徹底を図りました。</p>
<p><b>【外部記録媒体の管理】</b></p> <p>外部記録媒体は一度に大量のデータを外部に持出すことができるため、紛失した場合には、個人情報を含む大量の重要情報が流出し、多大な影響を与えることになる。そのため、外部記録媒体の定期的なたな卸が重要となる。また、定期的なたな卸が実施されていないと不正なデータの持出しや外部記録媒体の紛失があっても当該事実の把握が遅れ、対策を講じるまでに時間がかかるおそれがある。</p> <p>したがって、外部記録媒体の定期的なたな卸を実施することが必要である。また、外部記録媒体の利用状況を確認し、確認の結果、不要と判断された外部記録媒体を適時に返却・廃棄することが必要である旨の規程を作成し、実施することが必要である。</p>	<p>平成 23 年 3 月に外部記録媒体管理簿と現物の棚卸及び利用状況の確認を実施しました。</p> <p>平成 23 年 4 月から、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づく「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」が施行され、この要領において外部記録媒体の適切な管理方法が記されました。</p> <p>今後は、この要領に基づき、適正な管理に努めます。</p>
<p><b>【「公的記録媒体管理簿」等の運用ルールの明文化】</b></p> <p>運用ルールが明文化されていないと運用ルールの周知徹底が不十分となる可能性がある。そのため「公的記録媒体管理簿」等の作</p>	<p>平成 23 年 4 月から、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づく「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」が施行され、この要領において管理台帳・貸与記録簿等の作成方法、貸与手続等が記さ</p>

<p>成要領・承認手順等を規定した手順書・マニュアル等を整備することが必要である。</p>	<p>れました。        今後は、この要領に基づき、適正な管理に努めます。</p>
<p>【「公的記録媒体管理簿」について】        期限を定めない外部記録媒体の払出は、管理を不十分にしている原因となり外部記録媒体の不正な持出し、紛失等が発生してもその実態を適切に把握できない可能性がある。        したがって、外部記録媒体の払出期間に関する規程を整備するとともに、「公的記録媒体管理簿」上、払出期間、払出理由を明記するようにする必要がある。</p>	<p>平成 23 年 4 月から、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づく「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」が施行され、この要領の様式の「USB メモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」において利用目的、利用期間及び返却日を明記することとされました。        今後は、この要領に基づき、適正な管理に努めます。</p>
<p>【自己点検】        「情報セキュリティチェックシート」による自己点検は、職員等への情報セキュリティポリシーの周知徹底に一定の効果があると考えられるが、より効果をあげるには自己点検結果を税務課担当者が定期的に確認するといったモニタリング手続を実施することが必要である。</p>	<p>平成 23 年 9 月に税務システム主任管理者等職務規程を制定し、モニタリング手続を各所属で実施するよう明記しました。</p>
<p>【無許可ソフトウェアの導入状況の確認について】        無許可のソフトウェアを導入するとシステムに想定外の不具合を発生させるおそれがあり、復旧のための追加的コスト負担が発生する可能性がある。        したがって、ソフトウェアの導入状況を定期的に確認することが必要である旨の規定を整備し、運用することが必要である。</p>	<p>平成 23 年 4 月に岐阜県情報セキュリティポリシーの改正が施行され、各所属長がソフトウェアのライセンス管理を適切に実施するよう明文化されたため、遵守しています。        また、平成 23 年 9 月に税務事務情報管理システム等管理運用業務マニュアルを制定し、ソフトウェアの導入状況を定期的に確認するよう明記しました。</p>
<p>【税務システム】        毎年継続して維持管理業務を受けるような場合は、対象がシステムであっても、提供される業務の必要性、十分性を計画し、定期的に業務内容の報告を受けると同時に業務の評価を行い、すべての業務の完了時点で再度業務の過不足について見直す必要があると思われる。        業務の履行にあたり、1 社しかない想定される場合であっても、契約額の妥当性、公</p>	<p>平成 23 年 9 月に税務事務情報管理システム等管理運用業務マニュアルを制定し、業務の完了時点で業務の過不足等について見直すことを明記しました。        なお、システム維持管理業務については、平成 22 年度に長期契約を締結済のため、参考見積もりの入手は、契約更新時期（平成 27 年）に検討することとなります。</p>

正性を確保するためには他から参考見積もり を入手することを検討することが望ましい。	
--	--

平成22年度包括外部監査の意見に対して講じた措置

県税の賦課・徴収事務について

1 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

意見の内容	左記に対して講じた措置
<p><b>【予定申告額の算定】</b>            予定申告であることから、最終的には確定申告で調整され、年間の納付額に影響はないが、納税する納税義務者の資金繰りには少なからず影響があるため、納税義務者全体の課税の公平性を保つ必要がある。            具体的には、県税事務所は、発送予定である予定申告書の内容について修正申告後の税額等が反映されていない場合には、白紙又は税額等を修正した予定申告用紙を送付することが望ましい。</p>	<p>予定申告書用紙にプレプリントした税額等が正しく反映されていない場合には、県税事務所において、税額を修正した予定申告用紙又は白紙のものを送付するよう徹底しました。</p>
<p><b>【自主決定法人の調査方法】</b>            自主決定法人調査については、通達及び事務指導要領により一定の基準が示されているが、机上調査の具体的な調査の方法は担当者に任されているため、調査が同一水準で行われない可能性がある。よって、調査の公平性・網羅性を確保するため、各県税事務所間で調査方法の情報を共有し、横の連携を強めることにより、調査方法の均一性を確保していく必要がある。            また、調査は計画に基づき5年のローテーションで実施されているが、過去の調査暦を時系列で一覧表を作成し、5年のローテーションを明瞭に管理している県税事務所があれば、年度ごとの調査暦のみ記録している県税事務所もあった。調査暦の記録の方法についても、統一した方法による必要がある。</p>	<p>自主決定法人の調査方法について、各県税事務所間での情報共有を図り、調査の均一性の確保に努めるとともに、過去の調査実績についても一覧表作成により適切な管理を行い、おおむね3年で一巡する調査計画を策定し調査を実施します。</p>
<p><b>【外形標準課税対象法人の法人事業税の課税調査】</b>            外形標準課税はその課税標準の算出が複雑であり、故意ではなくとも申告において誤謬が発生する可能性は高いと考えられ、外形標</p>	<p>調査の網羅的な実施や調査レベルの維持のため、県税職員が各種研修会等へ参加できるように努めるとともに、各県税事務所における職場研修の実施、職員ローテーションや適正な人員配置に努</p>

<p>準課税対象法人調査は、課税の適正・公平な執行を確保するために欠かせないものである。</p> <p>したがって、調査業務に当たる人員の減少や担当部署の移管があっても、今後将来にわたり、調査の網羅的な実施や調査の品質は一定のレベルを保ち、効率的・効果的な調査を実行するため、担当者の調査能力が引き継がれていく必要がある。</p>	<p>めます。</p>
---	-------------

## 2 個人県民税

意見の内容	左記に対して講じた措置
<p><b>【滞納金額の不一致】</b></p> <p>報告された滞納額について、3月末の状況として先に報告されている「徴収金の清算に関する報告書」による額と差異が大きく、その理由について調査が必要と考えられる市町村があった。市町村の協力を得て、十分な調査確認をすることが望ましい。</p>	<p>県税事務所において、市町村の職員に対する研修会等を利用して「徴収金の清算に関する報告書」への差異理由の記載の徹底を図るとともに、必要に応じて市町村への調査も実施します。</p>

## 3 個人事業税

意見の内容	左記に対して講じた措置
<p><b>【転写・複写業務の効率化】</b></p> <p>転写・複写の作業が必要となるのは、申告が、多くの場合紙ベースで行われていることに起因する。現在、所得税の申告において電子申告を推進しているが、この電子申告が普及することで、作業が効率化されることが想定される。</p> <p>よって、所得税を含めた電子申告のPR活動に積極的に参加し、県内の電子申告率を上げることにより、将来にわたる作業の効率化に結び付けることが望まれる。</p> <p>また、複写・転写の作業を行うにあたり、事前に分析を実施した後に、必要分のみ複写業務を行うことで、対象人数に比して延べ日数及び複写枚数が少ない県税事務所もある。こうした事前準備を行い、効率的に作業を行うことも有益な方法であると思われる。</p>	<p>電子申告の啓発について積極的に実施するとともに、平成23年1月から新たに始まった国税とのデータ連携による課税事務を進めるなかで、各県税事務所の実情に即したより効率的な複写作業の実施方法について検討していきます。</p>

<p><b>【課税判断結果の均質化】</b> ・ 実例集の更新 第1種事業の請負業の課税判断のように、判断が困難な場合、現在は実例集を作成し参照しているが、更新は毎年行われているわけではない。情報を適宜に集約させるため、更新頻度を高めることが望まれる。</p>	<p>課税判断の参考となるように各県税事務所間での情報共有を図るとともに、今後随時、実例集の内容の充実や更新も行い、各県税事務所の担当職員が随時参照できる体制を構築して、各事案ごとに適切な判断が実施できるよう努めます。</p>
<p><b>【課税判断の人員数】</b> 課税に際して発生する費用と、それによって得られる税収の兼ね合いもあるが、費用を削減することで課税判断の正確性に影響が生じることは、回避しなければならない。よって、判断作業が集中する時期のみ、臨時の職員を採用する等の施策を行い、課税判断の正確性、公平性を確保する体制を構築することが望まれる。</p>	<p>課税業務の効率化を進めるとともに、作業が集中し適正な課税判断に支障が生じ得る場合には、他の担当の職員を一時配置換えするなどの柔軟な人事対応等により、課税判断の正確性、公平性を確保する体制の構築に努めます。</p>

#### 4 不動産取得税

意見の内容	左記に対して講じた措置
<p><b>【家屋評価の効率性】</b> 現状は、実際の評価実務の運用に当たり、急な人員の変動、家屋のレベル等を考慮し、臨機応変な対応により業務を実施した結果であると考えられる。 今後は、各県税事務所間の税務課への評価依頼件数割合(税務課への依頼件数/市町村から依頼総件数)の平準化を図るべく、適正な人員の配置異動についても、臨機応変に対応することが望ましい。</p>	<p>該当する県税事務所における人事配置については、平成22年度中に対応しました。</p>
<p><b>【還付】</b> 制度の設計上、課税と還付の二度手間を回避することはできないため、手続きの緩和等、現行の制度の改正を働きかけることが望まれる。</p>	<p>制度の現状等については、国(総務省)の担当部局に伝えました。(平成23年5月)</p>
<p><b>【納税通知書の送付】</b> 県が評価を行う新築家屋に係る課税に当たっては、課税時期の公平性を保つため、同じ新築家屋である市町村評価家屋分とのバランスを考慮した課税時期を定める統一基準等を</p>	<p>課税時期について、事務所間で差異が生じないように統一的な取り扱い基準を作成し、県税事務所において適正に事務処理を行えるよう通知しました。</p>

作成し、当該基準の定めにより納税通知書を送付することが望ましい。	
<p><b>【現地調査】</b></p> <p>建築図面等の受払に関する管理台帳を作成し、建築図面等の入力した段階と建築図面等の返却段階で随時、建築図面等の受払に関する管理台帳に反映することによって適時適切な管理が可能となる。</p>	管理台帳が未作成であった県税事務所に対しては、管理台帳様式等を示し、適切な管理を行うよう徹底し、全ての県税事務所で適切に管理されています。
<p><b>【不申告等に関する過料】</b></p> <p>不申告による過料が存在することを納税義務者に知らしめることで、牽制機能の発揮による申告状況の改善や納税の活性化を期待することができる。これにより、県において今まで以上に固定資産の取得状況を正確に把握できるようになり、不動産取得税の課税漏れの可能性を今まで以上に軽減させ、課税の公平性確保を高めることができると考えられる。</p> <p>以上から、過料実施の有無を問わず、県でこれまで以上に制度のPR（「不動産取得税のしおり」、ホームページへの記載等）や市町村・住宅メーカーへの協力を働きかけることが望ましい。</p>	過料については、税務課ホームページ及び「不動産取得税のしおり」に記載しました。
<p><b>【過年度市町村評価分のシステムへの対応】</b></p> <p>今後、システムの変更がある場合には過年度分の取得の事実を把握した固定資産についても、システム上対応できるように機能の追加を検討することが望ましい。</p>	現状では、費用対効果を考えると早期の改修は困難であると考えています。将来のシステム改修時における機能の追加についても、費用対効果などを考慮しながら検討します。

## 5 自動車取得税

意見の内容	左記に対して講じた措置
<p><b>【付加物に係る取得税について】</b></p> <p>申告状況の調査結果は、平成 21 年度は、全調査数の 71.3%において修正申告され、また、平成 22 年度は、全調査数の 21.5%において修正申告されている。修正申告の割合は低下しているものの、依然として高い。</p> <p>このような現状を踏まえ、今後も引き続き、申告状況の訪問調査を継続して行うことが必</p>	付加物の調査については、今後も自動車税事務所において継続して実施していくとともに、自動車販売業者等に対して、各種会議等の機会を活用しながら、付加物の捉え方の周知を図り、適正な申告について啓発活動を実施していきます。

<p>要と考えられるが、修正割合がより一層低下してくる場合には、その修正申告金額が小額であること等を踏まえ、費用対効果の観点から訪問調査数を限定することも考えられる。その場合には、付加物の捉え方が自動車販売業者によって異なることがないよう、岐阜県全体の自動車販売業者に対して、訪問調査に代わる指導活動や啓発活動を実施していくことが望まれる。</p>	
--	--

## 6 自動車税

意見の内容	左記に対して講じた措置
<p><b>【納入通知書の封入作業について】</b></p> <p>委託業者が県の仕様に従い依頼のとおり作業を行っているかどうか検証している点は評価できる。</p> <p>ただし、約90万件の課税内容を誤りなく正しく通知しなければならないため、担当者の異動等によって検査レベルが低下しないように、これまでの実績を踏まえ、年度ごとの税制改正や様式変更等に応じた検査計画等を策定するなどにより、検査精度の向上を図ることが望ましい。</p>	<p>自動車税納税通知書の作成委託業務の検証については、平成23年度課税時から、年度毎に検査計画を策定したうえで、より適正な検査を実施するよう努めています。</p>
<p><b>【督促状・差押予告書の発送について】</b></p> <p>納税手段の拡大や納期内納付のPR促進等により、督促状及び差押予告書の発送件数及び金額は減少している。しかしながら依然として、督促状の発送件数は15万件を超え、差押予告書についても9万件を超えている。督促状、差押予告書それぞれの発送につき80円程度の郵便料金が徴収コストとして、県の財源から支払われている。また、当該経費の平成22年度実績は、封入作業に係る外部委託料金と郵便料金と合わせて16百万円程度である。</p> <p>現在、岐阜県においては、「督促手数料」を徴収する規定はなく、このような督促手数料を県が負担している。また、延滞金についても1,000円未満は賦課されない。納税者の</p>	<p>自動車税の納期内納付徹底に関する取組みや、滞納処分の強化などにより、滞納者を無くす取組みを強化し、徴収コストの縮減に努めています。</p> <p>なお、督促手数料の徴収の適否については、歳入見込額に対し、税務システム改修費などの必要経費が多額に見込まれることや、全国において督促手数料を徴収している都道府県はないため、徴収については慎重な検討が必要と考えています。</p>

<p>多くは納期限内に納付を行っているにもかかわらず、一部の滞納者のために県の貴重な財源から徴収コストを費やすことは、納税意欲の低下をもたらしかねない。</p> <p>県の条例を改正して延滞金をも含めた督促手数料を徴収することについて、税務システム改修などの必要性等も含め、総合的な費用対効果を勘案し検討する必要がある。</p>	
--	--

## 7 軽油引取税

意見の内容	左記に対して講じた措置
<p><b>【抜取調査】</b></p> <p>路上抜取調査の効果のひとつが牽制であれば、より牽制効果を高めるために新聞、チラシ、ポスターなどの費用を最小限に抑え、パブリシティを積極的に活用することによって牽制効果をより高めていくことが望ましい。</p>	<p>平成 23 年 5 月に実施した軽油路上抜取調査について、県政記者クラブや業界新聞に情報提供を行い、一部の新聞記事に掲載されました。</p> <p>今後、他の県税事務所においても軽油路上抜取調査の実施にあわせて積極的にプレスリリース等を行っていきます。</p>
<p><b>【調査対象期間】</b></p> <p>特別徴収義務者に対する調査の指標である「軽油引取税調査要領」の中に、特別徴収義務者における前月分の月次決算が確定している場合には、調査開始日の属する月の「前月」から起算して過去に遡って調査を行うことができるという点を追加しておくことが必要である。</p>	<p>平成 23 年 3 月 30 日付けの通知「軽油引取税調査要領の一部改正について」により、調査対象期間の変更（追加）を行うとともに、各県税事務所が適切に運用するよう徹底しました。</p>
<p><b>【軽油売上月間集計表】（その 2）</b></p> <p>「軽油売上月間集計表」（その 2）、「軽油売上月間集計表」、「軽油仕入月間集計表」記載の数値が調査対象期間における数値を網羅していないような場合には、当該集計表の中に注釈を入れる等により数値が抜けている旨、その理由及びその内容を記載し、当該集計表に不備がないようにすることが必要である。</p>	<p>集計表の記載方法について具体的な措置方針を示した文書を、平成 23 年 4 月に各県税事務所に通知し、適切に運用するよう徹底しました。</p>

## 8 滞納整理

意見の内容	左記に対して講じた措置
<b>【換価の猶予と分割納付】</b>	平成 22 年度の徴収担当総括会議にお

<p>猶予期限を定めた分割納付とともに、「換価の猶予」制度のより積極的な活用により、確実な担保の徴取による徴収確保に努める必要がある。具体的には、県税事務所内での「換価の猶予」制度の周知と、適用すべき案件があるかどうか、県税事務所内でより一層検討することが望まれる。</p>	<p>いて、換価猶予制度の周知のため、税務課主催の研修を受講するほか、県税事務所における OJT（職場内教育）において徴収担当職員への周知を徹底すること、また、少なくとも 50 万円以上の滞納事案について、担保の徴取とともに、換価猶予制度適用の可否の検討を行うことを指導しています。</p> <p>なお、平成 23 年 4 月に開催した徴収事務初任者研修において、換価猶予制度を説明しました。</p>
---	--

## 9 税務システム

意見の内容	左記に対して講じた措置
<p><b>【本番移行後の検証】</b> 本番移行後においても本番登録前のテスト検証の段階では想定されなかった重要な不具合が発生することが考えられる。</p> <p>したがって、不具合・問題点の早期発見の観点からは、「本番リリース報告書」を入手後、税務課税務システム担当によりその報告内容の十分な検討を行い、かつ検討証跡を残していくことが必要である。なお、各県税事務所からの依頼案件である場合には必要に応じて依頼元の県税事務所においても報告内容の検討を行うことが望ましい。</p>	<p>委託業者から「本番リリース報告書」を入手後、税務システム担当及び依頼部署において報告内容の検討を行い、検討証跡を残すこととしました。</p> <p>平成 23 年 9 月に税務事務情報管理システム等管理運用業務マニュアルを制定し、上記のほか、検討結果を県税事務所に情報提供し、注意喚起を図ること、県税事務所は必要に応じて報告内容の検討に参加することを明記しました。</p>
<p><b>【不正プログラム改ざんの防止・発見手続】</b> 県はプログラムの開発・保守を X 社に委託しており、X 社はその契約の範囲内において適切に業務を履行する義務を負っているため、X 社内には不正プログラム改ざんを防止・発見するための手続が整備されているものと考えられる。</p> <p>しかし、プログラムの開発・保守を外部委託していたとしても、県の不正プログラム改ざんによる損害発生等を防止する責任が免れるわけではないため、県側においても不正プログラム改ざんを防止・発見するための手続を整備することが必要であると考えられる。</p>	<p>委託業者に対して内部牽制体制の確立状況について報告を求め、受理・確認しました。</p> <p>また、不正プログラム改ざん防止のため、平成 23 年 9 月に税務事務情報管理システム等管理運用業務マニュアルを制定しました。</p>

<p>そのため、例えば、不正プログラム改ざんを防止・発見するためにX社内に整備されている内部牽制体制の確立状況を確認する、あるいは、X社からプログラムの変更ログを入手し、定期的に変更ログの内容を確認する手続を整備することが望ましい。</p>	
<p><b>【ログイン制限】</b>        ログイン試行回数の制限や、アクセスタイムアウトに関するシステム上の設定がないと正当なアクセス権を持つ職員以外の不正アクセスの可能性が高まる。        したがって、正当なアクセス権をもつ職員のみがアクセスすることを担保するためには、システム上、ログイン試行回数、アクセスタイムアウトに関する設定をすることが望ましい。</p>	<p>平成 23 年 4 月、税務職員初任者研修において情報セキュリティポリシーについて説明しました。        平成 23 年 9 月までに、税務課および各県税事務所において職場研修を行い、情報セキュリティ全般について周知徹底を図りました。        なお、システム上の設定変更（変更開発）は、現時点では予算上の制約により困難であるため、次期システム開発時に実施する方向としています。</p>
<p><b>【パソコンの管理】</b>        執務室内に保管されているパソコンには納税者情報等の重要な情報が多数含まれており、パソコンの盗難が発生した場合には、重大なデータ流出につながる可能性がある。したがって、執務室等のパソコン盗難防止のために、執務室の施錠以外に例えば、退室、離席時には鍵のかかるロッカーにパソコンを保管する、ワイヤーロックをかける等の措置を講じることが望ましい。</p>	<p>本庁及び総合庁舎では、職員不在時の執務室の管理を徹底し、パソコンの盗難を防止しています。        夜間無人警備となる単独庁舎(2箇所)のパソコン(個人情報の保管されているもの)について、自動車税事務所は平成 23 年 4 月に、飛騨県税事務所自動車税出張所は平成 23 年 5 月にワイヤーロックを取り付けました。</p>
<p><b>【パソコン内のデータの棚卸】</b>        パソコンの紛失及び盗難等に伴う重要なデータの流出を防ぐためには、定期的にパソコン内のデータのたな卸を実施し、不要なデータ削除を適時に実施することが必要である。また、重要なデータについては、各個人のパソコンには保管せず、共有ファイルサーバ等に保管することが望ましい。</p>	<p>平成 23 年 1 月の機器更新時にパソコン内のデータの棚卸を実施し、不要なデータ削除を行いました。        また、平成 23 年 5 月に岐阜県情報セキュリティ対策基準について再度周知徹底を図りました。        平成 23 年 9 月に税務事務情報管理システム等利用要領及び税務パソコン等管理運用要領を制定し、以下について明記しました。        1 重要なデータは極力各個人のパソコンには保管せず、共有ファイルサ</p>

	<p>ーバ等に保管する</p> <p>2 定期的にパソコン本体のデータの棚卸を実施する。</p>
<p><b>【情報セキュリティ監査】</b></p> <p>情報セキュリティ監査を受けることにより、情報セキュリティ対策の整備・運用における問題点を適時に把握することができるため、セキュリティ監査を定期的実施するとともに専門性が高いと判断される場合には外部専門機関の点検・評価を受けることが望ましい。</p>	<p>情報セキュリティ監査は情報企画課において全庁を対象として定期的実施されており、税務システムは平成 23 年 7 月に受検したところ、重大な不具合の指摘はありませんでした。</p> <p>今後とも定期的に同監査を受検し、情報セキュリティの確保に努めます。</p>
<p><b>【研修参加者の情報共有】</b></p> <p>税務システム担当職員に限られた予算の中で研修を受けているにもかかわらず、その情報共有が十分になされないと研修のための費用と時間が有効活用されないことになる。また、研修結果に関する情報共有が十分に行われないと税務システム担当職員間の知識の平準化が図れず、効率的な業務遂行やシステム上の問題点への十分な対応が図れない可能性がある。</p> <p>したがって、研修に参加し重要と判断される研修結果がある場合には、報告会を実施し、研修結果に関する情報共有を十分に行うことが望ましい。</p>	<p>平成 23 年 9 月に税務システム主任管理者等職務規程を制定し、研修に参加し重要と判断される研修結果がある場合には、担当内で報告会を実施して記録を残すよう明記しました。</p> <p>なお、平成 23 年度は情報処理関係研修受講のための予算は計上していません。</p>
<p><b>【各県税事務所に対する内部監査】</b></p> <p>各県税事務所において情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策実施手順書に沿っていない運用が行われていたとしても定期的な内部監査が実施されていない現状のもとでは、当該事実の十分な把握が困難となり、問題点が放置される可能性がある。</p> <p>したがって、各県税事務所に対する税務課による内部監査を一定の計画に基づいて実施することが望ましい。</p>	<p>平成 23 年 4 月に岐阜県情報セキュリティポリシーの改正が施行され、5 月に再度全員に周知しました。</p> <p>平成 23 年 8 月、自動車税事務所に対して情報企画課が情報セキュリティ監査を実施しましたので(指摘事項なし)、各県税事務所においては、システム主任管理者が同様の内容による内部監査を平成 23 年度中に実施する予定です。</p> <p>各県税事務所に対する税務課の監査は、各県税事務所の内部監査の結果を踏まえ、必要に応じて実施します。</p>
<p><b>【外部データ送信】</b></p> <p>職員ごとに暗号化またはパスワードの設定</p>	<p>平成 23 年 5 月に、岐阜県情報セキュリティポリシーについて再度全員に周</p>

<p>水準が異なると、セキュリティが不十分なまま外部にデータ送信が行われ、データ流出の可能性が高まる。</p> <p>したがって、データを外部に送信の際の暗号化の方法またはパスワードの設定方法に関する具体的な手順書・マニュアル等を整備することが望ましい。</p>	<p>知しました。</p> <p>また、平成 23 年 9 月に税務事務情報管理システム等利用要領を制定し、データを外部に送信の際の手続きについて明記しました。</p> <p>なお、暗号化及びパスワードの設定方法の具体的な手順については、グループウェアに掲出しました。</p>
---	--